令和3年新庁舎等建設特別委員会会議録

- 1. 招集年月日 令和3年11月12日
- 2. 招集の場所 御嵩町役場第1委員会室
- 3. 開 会 令和3年11月12日 午前11時 委員長宣告
- 4. 協議・報告事項
 - (1)新庁舎等建設進捗状況について

議事日程

令和3年11月12日(金曜日) 午前11時 開議

- 1 委員長挨拶
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議・報告事項
 - (1)新庁舎等建設進捗状況について
 - (2) その他

出席委員(10名)

 委員長安藤信治
 副委員長大沢まり子

 委員清水亮太
 委員福井俊雄

 委員 奥村 悟
 委員 伏屋光幸

 委
 員
 安
 藤
 雅
 子
 委
 員
 山
 田
 儀

委員岡本隆子 委員谷口鈴男

その他出席した議員

議 長 高 山 由 行

説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫 副 町 長 寺 本 公 行

総務部長 各務元規 建設部長 鍵谷和宏

 総務防災課長
 古川
 孝
 総務防災課長
 板 屋 達 彦

職務のため出席した者の職氏名

委員長 (安藤信治君)

では、皆さん、こんにちは。

朝の全員協議会、それから議会運営委員会に引き続き新庁舎等建設特別委員会ということで開催しましたところ、全員出席していただいております。

コロナも終息というか下火になった傾向があるんですけど、まだまだ油断できない状況にありますので、皆さんもそういった心がけでやってもらえると思います。

先般の新庁舎等建設特別委員会を開催してほしいということを執行部のほうから提案がありましたので、議長と相談の上、今日開催させていただくことになりました。

それでは、これより始めさせていただきます。

ただいまの出席委員数は 10 名で定足数に達しておりますので、これより新庁舎等建設特別 委員会を開催いたします。

まず最初に、議長から挨拶を願います。

議長(高山由行君)

改めまして、皆さん、こんにちは。

もろもろの会議の後でお疲れですけど、新庁舎等建設特別委員会。今委員長が言われました けど、前にも私は言っていましたけど、何か変化があれば特別委員会を開きますよと。説明の 部分が執行部からあるようですので、委員長と相談しまして特別委員会を開いていただきまし た。

慎重審議をよろしくお願いします。以上です。

委員長 (安藤信治君)

ありがとうございました。

引き続き、渡邊町長、よろしくお願いします。

町長 (渡邊公夫君)

皆さん、どうも。これで3つ目の会議の方もあるかと思いますけれども、大変御苦労さんで ございます。

今日は皆さんにちょっと謝らなければいけないんだというふうに思っていることがあります。 正直言いまして、御嵩町の行政としてきちんとした形で農転のほうをやりたいというふうに 思いつつ、やってきたことというのはほとんどアンダー・ザ・テーブル、机の上に出せない状態で、お一人の意見を非常に尊重してやらせていただいてきたと。しかしながら、この7か月以上にわたって職員が毎週1回、2回、全員がここにいる者は行っていると思いますけれど、話をしに行きました。 話をするたびにもう全然違う話が出てきたり、こうしたらいいという話になればすぐ図面を変えていって見てもらうと。しかも、本体とはまた違う話の内容ですので、何回、別事業の道路の絵を描いたことかという状態で、それが全てアンダー・ザ・テーブルでやってきてしまったということで、私も民主的じゃないぞ、これは、ということで職員には十分言ったんですけれど、ずうっとそういう方法を取ってきたと。

それで、最終的にどうも高さとかいろんなことの理解ができていないというのが明確に分かりましたので、もうこれは民主的に農業委員会なりにきちんとした書類で出せと。出すなら受け取らないというたった1人の意見でやっていくわけにはいかないということで、今回農転の書類を出させていただくことにしまして、10月に出させていただきました。

そういうことで、手続上の問題についてはこれで机の上にのったわけですので、駄目なことがあればそれは町として、行政として直していくということでいいかと思いますけれど、とにかく机の上にのらないと農業委員会も議論していただけない。当然のことだと思いますので、出させていただいたと。

若干、強行であったかもしれませんけれど、正式な文書で何を変えればいいのか、それを指摘していただいて、その部分が、該当する部分がきちっと理解していただけたなら、それは普通に通っていくものだと私は思っています。

農振除外をした時点から非常に時間が過ぎていますけれど、農振除外の条件を満たしているもの、満たしていないもの、あるとしたら満たしていないものをどう説明していくかという問題は、水面下でやる話ではなくて水面上でやっていかないと、それが一人一人の考え方が違うという中で統合したものになっていかないだろうということで、あえて農転の書類をきちんとした形で出させていただいたと。状況はそういう状況でありますので、今日、説明させていただくのはいろんな財政の問題もありますし、そうした手続の問題もありますけど、町側としては、もう一旦、地目の関係については農業委員会に預けるということにしましたので、これで全て水面上に出していけるというふうに考えております。そういう状況になりましたので、むしろ話が逆に進んでいくということになるかと思います。

いろんな補助金とかそういう部分であるとか、この工事のタイミングに合わせて丸山ダムにもお願いはしてある土の部分もあります。もう既に丸山ダムは工事が始まっていますので、その行き場が今ない。どこかで探してこられたみたいですけれど、御嵩町として裏切っているという状態にありますし、今4車線化をしていますけれど、あそこでも3,000 立米ぐらいの土が行き場がないということで、御嵩町にも問合せがあったわけですけれど、本来ならもう既にあの用地の中に3,000 立米なら楽勝に入れられる数字ですので、入れることもできたと思いますけれど、そういうものも止まってしまっているという状況ですので、早く進めたいと。これは

当然ですけれど、これは拙速ではないと私は思っていますので、ぜひ皆さんにも御理解いただ きたいというふうに思います。以上です。

委員長 (安藤信治君)

これよりちょっと協議に入りたいと思いますが、今、町長が言われたことを踏まえて、我々 もそういう事実確認というのを踏まえた中で、これから新庁舎等の建設場の進捗状況について 説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

総務防災課長(古川 孝君)

それでは、本日はお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、総務防災課より現時点での法令手続の進捗状況、並びに現時点での事業費につきまして御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、係長より説明いたします。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

資料のほうは、右上に資料①と記載がありますA4の縦のカラー刷りのものを御覧ください。 新庁舎等建設に係る法令手続の進捗について御説明いたします。

初めに、開発許可申請でありますが、9月27日に審査機関であります中濃建築事務所に書類を提出し、現在、内容等の審査中でございます。

標準審査期間は、おおむね90日程度とされております。

次に、農地転用申請でございますが、こちらも 10 月 15 日に町農業委員会事務局のほうへ書類を提出いたしました。

農地転用申請は、毎月月初めが書類受付の締切日となっておりますが、11 月1日付で申請 書類が受理されたと伺っております。こちらは、書類の審査におおむね60日程度要します。

なお、赤文字の部分でございますが、これら法令手続の書類提出に時間を要しましたのは、 新庁舎建設地に隣接します西側道路の取扱いについて関係機関との事務協議に時間を要したも のでございます。

この西側道路の取扱いに関しましては、農振除外の折に農振協議会より道路計画について配慮をするよう意見が出されているところでございます。町としましては、当該道路の重要性を考慮しまして、新庁舎の整備後に周辺農地の利用状況や住民の意見を聞きながら整備を図ってまいりたい、そのように考えております。

なお、資料のほうにも当該道路の計画図面を載せさせていただいておりますが、こちらの図面につきましては開発許可申請、農地転用申請、いずれの申請書類にも添付をし、提出をしております。

また、今後についてでございますが、開発申請と農地転用は同日付で許可されますので、許

可後に地権者との土地売買契約の手続が進められます。地権者の皆様にも、その旨、御案内を させていただいたところでございます。

なお、この農地転用申請に関しましては、次のページの資料②を御覧ください。

11月5日付で町農業委員会より指摘事項の通知を受けております。

裏面を御覧ください。

裏面には、指摘事項の詳細が記載されておりますが、1つ目に、事業費についてであります。 事業費については議会に説明をし、合意形成を図り、その事実が分かるものを添付するよう 御指示をいただいておるところでございます。

2つ目に、先ほど御説明しました西側道路についてであります。

道路計画に関し、農業委員会に説明をし、協議、合意形成を図ること。

以上、2点について御指摘をいただいておるところでございます。

カラー刷りの資料①のほうにお戻りください。

2点目の、事業費63億円の根拠について御説明させていただきます。

新庁舎等整備事業に係る概算事業費については、令和元年9月に策定しました新庁舎建設基本計画において約41億円と公表をしております。

資料の中段の左の表は、その基本計画の 28 ページに記載されている表をそのまま転載させていただきました。

この表を見ていただきますと、庁舎とホールの建築工事費のほか、その他経費としまして用 地費、備品購入費、設計監理費、これらの合計で約41億円となっております。

続いて、右の表でございますが、こちらはこの6月に策定をいたしました新庁舎建設基本設計の6ページに載っております表でございます。

庁舎とホールの建築工事のほか、その他工事としてキャノピーや外構の整備、また屋外車庫など、合計で43億4,700万円と公表しております。

左の表と右の表を比較していただきますとお分かりかと思いますが、上から3行目のところですが、その他の経費という部分とその他の工事費という部分で比較している内訳が異なってございます。直近に公表しました右の表でございますが、基本設計の43億4,700万円のほうは建物建設に係る概算工事費、いわゆる上物の建築費用として公表しておりますことを御承知いただきますようお願いいたします。

続いて、資料の③を御覧ください。

先ほど御説明しましたこの概算工事費につきましては、町の広報紙7月号にて町民の皆様に もお知らせをさせていただいております。

中ほど、黄色のマーカーで示しておりますが、この事業費には造成工事や道路整備、用排水

整備などの工事費は含まれておりません。

資料の①にお戻りください。

下段のほうですが、新庁舎等整備事業に関連するその他の業務、設計業務であったり、造成 工事などの費用でございますが、これらについて、これまでに決算報告をさせていただいたも の、また既に予算措置されているもの、これらの費用を積み上げますと、緑色の表のとおり、 約19億4,000万円となります。

緑の表の細かい説明をさせていただきます。

令和2年度繰越し事業としまして、建物の基本設計や造成の設計等で2億270万円。こちらのほうは、令和2年度補正予算(第9号)の6ページに記載がございます。

続いて、令和3年度の当初予算にて、建物の実施設計や造成工事など、各課の新庁舎関連予算の積み上げにて7億8,224万4,000円。こちらは、令和3年度町当初予算書の42ページから87ページにかけて記載がございます。

続いて、令和4年度から令和5年度にかけて、造成工事費に係る債務負担行為の設定に8億9,200万円。こちらは、令和3年度当初予算の予算説明書121ページに記載がございます。これに令和2年度までの決算済み額を合わせ、議会のほうで御承認をいただいております額としましては、合計で約19億4,000万円となります。

なお、記載されておりますこのページですとか、事業の項目などについて詳細をお知りになりたい場合には、予算書により個別に御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この 19 億 4,000 万円に基本設計でお示しをしております工事費を合わせますと、現時点で 公表している事業費の合計というのは約 63 億円となります。

ただし、この 63 億円の事業費にも亜炭鉱対策費や用地の取得費、情報ネットワーク設備費、 付器備品費、再生可能エネルギー設備費などの経費が含まれていないため、確定している事業 費ではございません。

最後に、資料の④番を御覧ください。

こちらの資料は、農地転用申請に添付をしました資金調達についての計画書でございます。 こちらで示しております事業費については、土地購入費や児童館の建築費を含んでおります ので、先ほどの 63 億円ベースの事業費とは異なっております。

新庁舎整備事業の充当財源につきましては、庁舎整備基金のほか、緊急防災減災事業債や市町村役場機能保全債などの地方債、そのほか国庫補助金等を活用し実施をしてまいりたいと計画しております。

最後となりますが、現在、庁舎及びホールの建物工事について実施設計に取り組んでおる状

況でございまして、引き続き事業費の精査に努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

委員長 (安藤信治君)

はい、ありがとうございました。

行政のほうから説明がありました。

以上までの点について、質疑等がありましたら挙手の上、発言していただきたいと思います。 質疑等、ございませんか。

委員 (岡本隆子君)

この 63 億円なんですけれども、これは今ここにこれが含まれていないというのがあるわけですが、そうすると、これよりもまだ当然膨らんでくるわけですが、概算でいいんですけれども、大体どのぐらい膨らむというふうに予想しておられますか。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

63 億円ベースのほかに、赤文字で書いております亜炭鉱対策債、こういったものがまだ追加になっていきます。

これらの事業費につきましては、大変申し訳ないです、現在、精査に努めておりますので、 具体的な数値というのがまだちょっと確定していない状況でございますので、御理解のほど、 お願いいたします。

委員長 (安藤信治君)

よろしいですか。

委員 (岡本隆子君)

その具体的数値というのが、この間から町長も言ってみえる2月ですか、そこで分かるということでしょうか。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

事業費の大きなウエートを占めておりますのが、やはりこの建物工事費になってくるかと思います。

この建物工事については、今、実施設計に取り組んでおるところでございまして、今、契約の工期が2月末となっております。2月の末までには何とか事業費のほうを固めまして、また公表できるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 (安藤信治君)

ほかにいいですか。

委員 (奥村 悟君)

2月末頃には大体の数字がつかめるということなんですけれども、以前からお願いしていま

す工事の計画ね。いつから始まっていつ終了してというような、造成工事もありますし、庁舎 の工事もありますが、そこら辺のところはまだ具体的にはっきり出せないということですか。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

工事の始まる時期等につきましては、まず法令手続が完了しなければなりません。その後に 用地の取得がございますので、その後になります。

担当課としましては、早く法令手続が許可されるのを祈っておるところでございまして、具体的な着工の時期というのはちょっと明確にはお答えできないというところでありますので、 御理解のほどをお願いいたします。

委員(奥村 悟君)

計画は出せないということですけど、大体この時期から今のその 90 日とか、農業委員会は 大体 60 日ということで年明けになってしまいますが、大体の執行部の考えているその時期か ら始めて、これだけの期間で充填とか工区を始めていつ終われるのかというのが大体あるんで すよね。その辺のところだけ教えてください。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

用地取得の見込みにつきましては、今、法令手続を進めておりますので、これは最速のスケジュールでございますが、うまく進みますと 12 月の末頃にはこの法令手続が終わってくると。ただこれは、すみません、書類の審査が全て順調に進んだ場合の言わば最速のスケジュールということで御理解ください。

地権者様との用地の購入の手続とかにつきましては、年明けの1月頃から進められるかなと 思っております。

ただ、こちらも最速のスケジュールであるということを御理解のほど、お願いいたします。

委員 (清水亮太君)

農地転用の許可申請を出されたことがこの資料②にあるようなやつを、取りあえずクリアは していないけど出したという理解でよかったですか。確認ですけど。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

資料②にございますように、今この 11 月5日付で指摘事項を受けておるところでございます。

このように、この指摘事項への対応等も含めまして、今後、このようなやり取りをしていかなきゃいけないというところもありますので、許可にはまた不測の日数を要するかなと思っております。

委員 (清水亮太君)

この議会との合意形成というところもありますので議会が関わってくるかと思うんですけど、

これを取りに来るといったら。どう関わってくるかなというか。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

この指摘事項を2点いただいておるところなんですが、これらに対する町の対応の考え方に つきましては、1つ目は、今回、今お示しをしておりますこちらの資料等をもって議事録のほ うを作成させていただきまして、それを、事実が分かるものを添付してくださいということに なっておりますので、今回の資料をもって議事録を作成しまして、それを添付できたらいいか なというふうに考えておるところでございます。

委員 (清水亮太君)

議事録を作成することは、確かに事実の確認というところはあるかもしれない。合意形成は していないですよね。一応、これは残している議事録に言っちゃいかんのかもしれない。

それで、押し通すというか、それで交渉していくということなんでしょうかね。

総務部長(各務元規君)

今のお話、御指摘のとおりだと思います。

農業委員会さんとしては、議会の合意形成ということを求めてくれということが正式文書で 出てきました。議員の皆様が、この合意形成はどういうものが合意形成であるかという認識に よるものだと思います。

ただ、一般的に合意形成となれば、普通であれば議決なんですね。議決が本来の合意形成です。なので、もし農業委員会さんが議決ということを求めているということであれば、もう最初から2か月ばかしでは認めませんよというスタンスにもなりかねませんし、ただ、今係長が説明させていただいたように、私どもは住民に対してもパブリックコメントでこういう上物の41億円というものは示させていただいてきました。それから、既に可決いただいています造成費についての予算については、もう議員にこれは議決していただいています。なので、63億円というところでいけば、土地の造成工事費については既に議決証明が出せます。ただ、43億円についてこれを議決するなんていう手法というのは予算に上げない限りはありません。なので、ここの委員会の中で皆さんの意見を出していただいた中で、この方向性でいいかどうかという議論をしていただけると議事録を提示したときに合意形成が諮れたということを示せるものではないかなという理解をしておりますので、単純な議事録を公表するというものだけではないというふうに考えております。

なので、ちょっと議員の皆様にもぜひいろいろ考えていただける機会になればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長(安藤信治君)

清水議員、よろしいですか。

委員 (清水亮太君)

あまりよろしくはないですけど。

委員長 (安藤信治君)

いやいや、今言われたように、合意形成というのがどういうことを求められているかという のが、ちょっと私にも理解できないんだわ。

だから、はっきり言って、今、各務部長が言うように議決なのかという話やし、ここで話し合って、今のところ議事録を作って出せばいいのかなという。だけど、そんなものやったら何の裏づけにも僕はならんと思う。

あくまでも、その合意形成となるとやっぱり議決というのが当然必要だと私は考えています けど、その辺をどういうふうに考えるかやね。この合意形成というのを。

だから、どういう形で議会が関わっていくかという話も出てくるし、その話で。

委員 (清水亮太君)

あと、根本的にですけど、僕は分かっていないことがあって、この農地転用のときにこの辺 のことをあらかじめ決めなきゃいけないというルールなんですかね。ちょっと分かっていない んで、ごめんなさい。

建設部長 (鍵谷和宏君)

この農業委員会のほうでは事業の実現性という審査項目があって、それに基づいてこういう 意見を出していると思われます。

委員 (清水亮太君)

要は、もう本当にここに新庁舎が建つのか、建たないのかという、そのレベルの話なのか、それともその道路のことも含めてもう完全に決まっていなきゃいけないのか。

建設部長 (鍵谷和宏君)

通常、私が確認しているところでいきますと、通常の方が家を造る場合はそれだけの預貯金があるかとか、そういうことを確認しているということでございますので、よろしくお願いいたします。

委員長 (安藤信治君)

今、ちょっといい質問があったけど、これは要するにゾーンとして考えるなら、庁舎全体が 2~クタールぐらいなんだけど、結果的にその開発協議なんかに対すると、その周辺の道路と か何かというのは含まれるのかどうかという話やろう、これ。

263 号のセンター、これは東西に走る道があるんだよね、これは。その形状をどうこうという話を求めてみえるの、これは。

僕はちょっとあまり、はっきり言ってこれは区域外の話やもんで、中の話はどうかちょっと

分からないけど、その辺はどういう認識でおられるのかな。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

おっしゃられるとおりです。

町道中 263 号線の道路につきましては、開発工事、開発の申請書類とは別で切り離して考えてさせていただいております。

それで、町としましては別の事業、別で整理をしているというふうな認識をしておるところ でございます。

町長 (渡邊公夫君)

当初より、この道路については別事業というふうにして、これの開発の許可を下ろすのは県のほうにあって、道路計画なんかしていると、逆に開発のほうの出入口とかそういうものも難しい話になるんじゃないのかと、そういう絵は出せないよなというような話までしてきたんですけれど、もう確認を取りまして、この庁舎を建設する場所の開発とこの道路については全く別事業の話になるので、またそれはそれでということになっています。

そこがどう同時進行させなきゃいけないのかということは、こちらも理解ができないと。それで最初から職員に言っているのは、ここに農地を所有している方々がどういう利用を今後考えられるのかと。ずうっと米を作り続けてくれるのか、中にはアパートでも造ろうかという人が出てくるかもしれない。そうなってくると道路も考えなきゃいけないわなということで、道路の幅や高さについても、地権者の農地をお持ちの方々の意見を聞かないとどういうことをお望みになるのかというのが分からないということですので、別事業としてきちんと話をしていくということに当初より決めていますんで、行政としてはもう返事もいただいた上でこれは別物だと。

それで、私自身、一番抵抗したのが、実はこの道路を止めてしまうということが非常に抵抗感があって、お伺いをしたと。南山、Vドラッグの周辺の住宅地。あの自治会のほうに話をさせていただいて、こういうふうに止まってしまいますがどうですかというお伺いを立てたところ、お住まいの方々は、通勤の車があの道路をむちゃくちゃ走るらしいです。それで、県から派遣されていた葛西参事もあそこで車を横からぶつけられたで横転してしまったというくらい通勤客が利用するということで、止めてもらえるんならそれはありがたいということで、南山の自治会長の名前と3人ぐらいかな、全員に南山の住民の方々に文書を配付させていただいて、止めてもらうのは結構ですよという返事ももう何年も前にいただいております。

これは1人だけですけど、西側の農地については農業をやっていてくれる、まだまだしばらくやっていただけると思っていますけれど、その方からは農業に専念できるような使い方になればそれが一番ありがたいなというようなことの意見をいただいていますけど、多分、違う意

見の方もあると思いますので、それらを造成しながら考えていくと。

それで、造成に合わせて何か進入ができるような道路にすると、田んぼが非常に低い位置づけになってしまうと。非常に使いにくいというような状態になりますので、そこは慎重にやっていかないと、今、絵を決めてしまうということはかなり無理があるなというふうに思っています。

その辺りが、今日、初めて皆さんにもこういう文書を開示できることに、することにしましたので、そこは皆さんと話をしていきたいと、協議をしていきたいというふうに思っております。

委員長 (安藤信治君)

先ほど、町長からアンダーテーブルとか何だとか新しい言葉が出てきたんだけど、これで町のほうとしても、僕個人としては、これは農業委員会とか農振の協議会がどんな意見を出して突きつけているかというのが一切分からなかった状態なんだけど、これで大体農業委員会が今回どういうことを指摘しておるかということも明白になりましたので、この辺について、皆さんどう思われるかちょっと分からんですけど、これからは要するにそういったやり取り、我々の協議内容ももちろんですけど、農業委員会と町のやり取りも全部こちらへ公開していただくような。

町長がさっき言ったよね、テーブルの上にのるという話やで。全部話してもらわんとやっぱり我々も協議ができないということで、その辺は今までとちょっと違う状況になるのかなというふうに私は考えていますけど。

町長 (渡邊公夫君)

全て開示しますし、もうちょっと細かい指示というのは、説明も必要ではないかなというふ うに思っています。

プラモデルみたいなやつを見ていただきましたけれど、国道 21 号バイパスと可児川の堤防 道路とは同じ高さだと。その高さに合わせて造成していくわけですので、庁舎本体に入っていく道路というのは、ほぼ平たんな道路になっております。それで、防災面を考えないような施設は、今、何かやってもいい。そんな人はいないと思うんですけれど、逆にフェンスでもしないとどこからでも人が入ってこられるという状況になります。

263 号線も東側は残りますので、若干、スロープになるらしいですけれど、ここはもう今4 車線化して信号がつくという話をしているんですけど、進入路として防災用の進入路を造る。 ステンレスのパイプを平生は立てておいて、災害時にはそれを抜いて車を導入すると。それを 国道の側にも、どんな形になるか分からないですけど、当然、信号からの進入のみならず、正 面からの進入もできるように防災対策をしたいということは担当の者が今話をしておりますの で、防災面での入りづらいじゃないかというのは、1か所しかないというのはそういうことではありませんので、災害によっては洪水なんかのときには利用できないでしょうけれど、北側もあの道路とほぼ同じで、仕上げ面になると、多分ですけれど、東側はちょっと段差が出てくると、入れないぐらいになるんでしょうけど、ちょうど真ん中辺りはほぼ真っ平らになっておりますので、庁舎建設予定地の分だけはあの道路も広がっていくと。境界でもう決めますので。そうすれば、庁舎の幅分だけは、中に入れるようなところが真ん中辺りでできてくるだろうというふうに思っていますので、あらゆるその防災対策というのはしていくということは当たり前のことで、これを理解していただけないとなかなか話は進まないというふうに思っております。

農振除外の条件はこの防災拠点というふうに書いてありましたけど、こんなもの普通にクリアしているじゃないかということは私も言ったんですけれど、そういう形で丁寧に説明をしていくと。

あと、財政計画ですけれど、財政計画についてはもう少し議員の皆さんにだけでも事細かに 説明をしていくべき、この表のつくり方ももう少し親切にやらなきゃいけないかなというふう に思っています。

地方債が非常に増えていますけれど、これは有利な財源を使うと。いろいろな計算を担当の 者がした結果、借金して貯金を残していくと、この借金を返していったほうが負担は軽いんで すという返事が来ていますので、これはもう全部分析して全ての国が助けてくれる部分のお金 を使っていこうとすると借金のほうが有利だということになりますので、借金は多いですけれ ど、貯金もむちゃくちゃ減っていかないというような状況の中でやっていこうとしていますの で、その辺りも細かに説明ができるようにしていきたいと。

特に、防災広場とホールですね。これも防災減災対策債を予定しているんですけど、これは もう 100%借金にして、土地代まで含めて借金していく。 7割は国が出してくれると、ローン 返済をするときに。そういうものがありますので、比較的重い借金になるというふうに見える んですけれど、返していくときにはそういう対応をしてもらえると。

これは5年延びたかな、防災減災対策債は。5年延びましたので、うちの計画している枠の中には入ってくるというふうですので、7割助けてもらえるというのは物すごくありがたい話ですので、逃す手はないというふうに思っています。

あとは、社会資本整備交付金をどういうふうに使うとかいろんな形、庁舎本体も新たなそういう補助制度、交付制度ができていますので、それも全部使っていくということにしていきたいと思っています。

委員長 (安藤信治君)

ほか、よろしいですか。

委員 (岡本降子君)

先ほどの合意形成という話なんですけれども、やっぱりここのところはとてもポイントになる話だと思うので、ここのところでしっかりと議論を詰めていかなきゃいけないんじゃないかなと思いますけど、委員長、どうでしょうか。

委員長 (安藤信治君)

先ほど言ったように、合意形成をどういう形でやるかということが一番の問題で、ただ執行 部が聞いたらいいんじゃないのというだけでは済まないような話じゃないのかな、この指摘事 項の中に。

だから、この指摘された方がどういう形で合意形成を求められるのかというのが分からない ので、我々としてはもう本当、議決しかないかなというふうに。

特別委員会で承認したとか何かということを議長に報告するぐらいしかないけれど、出していくにしても、全員、話があれば。だから、それでもあくまでも特別委員会の意見だから議会で正式に決定したものでも何でもないということですけど、それでいいのかどうかというのも分かんないし。

合意形成というのも、ちょっと後でまた皆さんと一回話さないかんなとは思っているんです けど。

委員(谷口鈴男君)

合意形成云々というレベルの問題じゃなくて、取りあえずいわゆるどの程度かかるのかという情報が今日いただいたんです。これが本当にふさわしいものであるかどうかという、これをまず我々議会としては検証させていただく。そこからやっぱり議会というのがきちっと一つずつ対応していく必要があると思うんですね。

ただ、農業委員会に申請書を出す、そのために議会もある程度の理解が必要だと、だから急遽説明したと。これでは、それはもう違うと思うね、手法が。これはあくまでも執行部側の思いだけであって、いや、議会というのはそういうものではない。便宜的に使われる必要は全く議会はなくて、やっぱり庁舎建設の政策として費用対効果、いわゆるその建設費がどのくらいかかって、将来どういう形になっていくのか、それから財源計画は大丈夫なのか。これが本当にこの町にとって必要であり、かつ住民の利便性を向上させる、そういう思考の基に我々は今までは考えてきたと。だから、そのためには一つずつ構築をしていく必要がある、検討をしていく必要がある項目というのはたくさんあるわけです。

今日、初めて具体的にある程度の概算ですけれども、大体どんなような形が今想定されていますということの報告を受けただけのことであって、その合意形成だとか議会の同意だとか、

そういうレベルの問題じゃないと思う。そこのところは間違えんようにしていただかないと。 例えば議会に説明しました、それで農業委員会で、議会の説明をしていましたがその同意を得ていますというような話になるということと、これはやっぱりそれと今後、我々議会は農業委員会と関係ないんですから、少なくとも議会はやはりきちっとした執行部から提供された情報についてしっかり検討し、吟味をさせていただいて、議論をさせていただいて一つずつ対応していくという、これが議会ですから。

それで、農業委員会とはまた違うんですから、我々は。農業委員会は行政独立委員会としての立場で協議するだけであって、それをひとつ農業委員会にうまく擦り抜けるための手法として議会を使うというのは、これは違うんじゃないかと思うんです。だから、その辺のところだけは取りあえず言っておきます。

それで、今日、これすごいなと思うんだけれども、これだけ実際に、例えば地方債 47 億円、約 48 億円、現在 53 億円という予算が通る。果たして、こんなようなことが許容されるかどうかということも、これから議会はしっかり勉強させてもらって協議させてもらうことだから。そういうことです。

だから、今……。

委員長 (安藤信治君)

よろしいですか。

委員(谷口鈴男君)

話題になっておる合意形成どうのこうのって、そういう議論は意味が違うんだわ。

委員長 (安藤信治君)

いや、合意形成を、この場が合意形成の場ということは執行部は何も言っていないから、そ ういうことは言っていないから、その合意形成というやつを我々は、今、谷口委員が言われた どういう形にすべきかというのも一回我々で話さないかんし、今日これをやったから、ああ、 議会に説明したでこれは合意形成やとは多分思っていないし、言っていないから、それは大丈 夫ですよね。

ただ、その予算規模とか今の町長が言う防災減災対策債で 11 億円のその何というんですか、 防災センターなのかね、何やったかね、あれ。

副委員長 (大沢まり子君)

ホール。

委員長 (安藤信治君)

ホール。それもこの交付税算入率が 70%なんてそんな有利なやつがあれば、またこれは全体の借金としての考え方も違ってくるし、社会資本整備交付金で庁舎も何とかなるんじゃない

かと、そういうことも出てくると思うんですよね。

ただ、その判断はやっぱり議会で、この財政計画が、本当に予算がいいのかどうかというのはこれから議論をする話で、今の段階ではまずその予測をされただけで、単純に言えば法定手続が順調に進めば 12 月の終わりには進めてくる話ですから、それ以後、議会のほうとも話が出てくると思うし、今の段階でこれ以上、もう今の財源措置とか何かというのを議論すると、なかなかこの単純に借金 40 何億円やろう、地方債で 47 億円か、すごいですわね。今の御嵩町の起債残高と同じぐらい、ちょっと少ないだけの話で倍ぐらいになっちゃうという話ですけど、そういったことも含めてはっきりこれから出てくると思う。そのときになって、議会が、ちょっとそれは借金し過ぎやないかという話もこれからできると思うし、そのぐらいの辺まで至っていない状況ですから、今の段階でこういったその格好で農業委員会に出されたというような話を聞いて、これからはそういったやり取りも聞かせていただくというような格好で進めていきたいなと思う。

これからまだ議会でやらんなんことはいっぱいありますから、予算措置とかそういうものに入っていったときにまたしっかり議論ができると思うんですよね。

総務部長(各務元規君)

谷口委員の先ほどの御意見の中で、ちょっと誤解のないようにだけちょっと一つさせていた だきたいことがあります。

今回、農業委員会からこの申請が出てこういう合意形成をしてほしいと言ったからこの委員会を開いたわけではなくて、もともと私たちが冒頭で町長がお話ししたような背景がある中で、しっかり申請書を出させていただいたと。それで、受理を 11 月1日付でされたと、これははっきり皆さんに伝えるべきことであるということで、それとかつて決算審査のときに係長のほうから 63 億円という話をさせていただいたときに、やっぱりこの詳細の説明がなかったので皆さんがちょっと驚かれていたと。ここも整理する必要があるだろうということで、もともと私たちのほうから、ちょうど全員協議会が本日あるということが決まった段階で、この特別委員会で出したよという事実と 63 億円の説明をさせてもらいたいと思って開催を依頼した、そのタイミングで 11 月5日付で農業委員会からこの書類が出てきたものですから、ぜひ出させていただきたいということでこの資料も説明、これが表に出した話ということになってくるという意味でお示しさせていただいたということなので、大変申し訳ありませんが、これは私たちはもう議員の皆様にしっかりお金とかそういったものは説明していく責務がありますからそういう機会を設けさせていただいたということなので、順番が逆になっているわけではありませんので、ちょっとそこは御理解のほどをいただきたいと思います。

委員(福井俊雄君)

今の話なんですけど、そもそもこういうものを農業委員会に出される前に議会にしっかり提示をされるのが本来の筋じゃないですか、我々に。

こういうものを農業委員会に出されるなら、その前にしっかり我々に予算とか詳細が分かっているんなら先に出されたほうがいいと思うし、もう一つ、議会の了解というか、言われるかもしれないけれども、この 63 億円プラスこの下の事業費ははっきり分からないし、今、委員長も言われたけども、その起債に関してもこの事業費の部分が増えるとまた起債も増えると思うので、しっかりこのことに対する、町長も言っているようにもっと詳細な説明をして、本当にこれはどれだけの負担が毎年かかってくるかとかね、町民の。それとか、ほかにいろんな道路の工事費とか公民館の費用とかそういうのに負担をかけないかとか、そういうことをしっかり知らせてから議会の合意形成というのをやってほしいと私は思います。以上です。

総務部長(各務元規君)

すみません、今の話、先ほど清水議員の中で、議会への説明と議決とか承認という行為であれば、私どもは前々からしゃべっていましたように、2月でないと詳細はお話しできないということを言っています。なので、じゃあ、今のお話がしっかり承認をするというものが我々の数字が出なくては議会としても承認できないという話になってくれば、もうこれで農業委員会さんとしては議会は承認していないからということで、この庁舎の整備そのものは皆さんの合意に基づいて遅れていくということにもなりかねないんですけど、そういうことでもいいという意味でしょうか、それは。

委員(福井俊雄君)

いいと思いますよ、それで。

町長 (渡邊公夫君)

この合意形成をというのは、農業委員会が今地目を変更するためにそれを望んでいるわけで、 うちが望んでいるわけではありません。これは初めて出せる状態になりましたという、これは 隠してやってきたわけではなくて、正規に出したから文書で返ってきたということです。

これまではアンダー・ザ・テーブルですから、何枚絵を描いてもそれはなかったことになりますので、ただその手続を行政側が遅らせてというだけにしか取られないという状況になってしまっていたと。

農業委員会の書類で皆さんにお見せしたのは、農振除外、これだけが事実ですので、農振除外については各自皆さんも御存じだろうと。それで、初めて農転の書類を出したからこれが文書で返ってきたと、それでうちは文書や絵で返した。この中に財政が大きく膨らんでいるというのはげなげな話でしょう、基本的には。仕組みから何から知った人が言っているんじゃないというふうに私は思うんですけれど、せめて議員の皆さんにはその内容をきちんと理解できる

ものを我々はつくらなきゃいけないということをさっき申し上げたのであって、いろんな、何 というか借金の仕方がありますので、そういうのを含めて担当の者にいつも言うのが、柳川さ んの後を引き継いだ自分の一番悪いとき、これを超えないようにということを言っている。こ れは借金の毎年の返済額についてです。

ですから、そういう意味では、これからお金については細かく議員の皆さんに説明をしていくという、そこで合意形成をせよというのは何を言わんやというのが、我々にも意味が分からない。

一つ一つやるべきことを議決に基づいてやっていくのは当然ですけれど、農業委員会が必要 としている議会との合意形成というのは何ぞやというのが、正直言ってよく分からない。です から、その辺りは、逆に言えばもう一回文書のやり取りをしてもいいなと。何を合意形成すれ ばいいんだと。

議員の皆さんは、ここまで来てその金額は当然非常に大切なことですけれど、そういうことも含めて協議をしながら前に進んでいくということで私は合意形成はそれでいいと思っているんですけれど、人それぞれの結果があると思いますので、本人に聞いてみる以外にはないというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと。

うちが求めているものではないです。

議長(高山由行君)

委員長、少し私の発言を許してもらえますか。

委員長 (安藤信治君)

どうぞ。

議長(高山由行君)

すみません、議長としてちょこっと言いますけど、すみません、この特別委員会に当たって 総務部長が先ほど言われましたけど、総務部長からお話がありました。そのときに僕が一番最 初に聞いたのは、農業委員会が言っているから特別委員会を開くのかと聞きました。それは、 農業委員会が開けと言ってやるんなら俺はやらんぞといってはっきり言いました。

それでその後、今日この文面を初めて見たので、ええっとは思いましたけど、今の説明でそれは違うとはっきり言ったので、私はそれを信じます。

何かを隠したり、何かをだましたりということはこれからも一切ないと私は思っていますけど、今日初めて知ったことなんかはそうないんですよ、実は。資金調達の部分があったということで、金額の積み上げは今までもらった資料を読み上げていけば大体積み上がってくるので、新しいことはないかなと。資金調達の部分で地方債がどんだけという大まかなことは分かったなということです。

それで、谷口さんは何かを利用してどうのこうのと言われるけど、僕は議長としてそういう 判断でしっかりと何かに利用されて俺らはいかへんぞとしっかり言っていますので、また私の ほうにも何かあったら言ってくだされば伝えますのでよろしくお願いします。以上です。

委員長 (安藤信治君)

ほかは。

委員 (岡本隆子君)

この新庁舎特別委員会について、開催をもうずうっと何回も委員長にもお願いをしてきたわけですね。それで、前の特別委員会、6月 29 日だったと思うんですけど、そのときに出された状況の説明とまた随分違ってきているわけですね、時期がずれてきているので。

それで、そのときは8月に申請の提出という話だったと思うんですけど、それであと決算のときに委員会で板屋係長からのほうから63億円から64億円という数字が出てきたものですから、とにかく委員会の開催を委員長にお願いしてきたんですけど、委員長は中間報告で全部そこに書いてあるので委員会の必要はないと言われましたよね、そのときに。活性化研究会で話をしたときに。それで今回、今日の特別委員会ということで、どういう経緯でこの特別委員会ということになったのか先ほどの説明で分かったんですけれども、理解はしましたが、委員長のやり方として、そういうふうに委員が開催して、この6月のときとは状況が違ってきているので説明を、進んでいる、進んでいないとかじゃなくて、説明を求めても、なかなか開催を求めても開催してもらえなかったということが私はとても疑問に思っているんですけれども、それで今回、執行部のほうから開催してほしいという要請があったので開催したというのはちょっとおかしいんじゃないかと。

おかしいじゃないというか、執行部のほうから要請があればやっていいんですけど、委員の ほうからも要望をしているんですから、当然それに応えて開催していくべきだったんじゃない ですか。

委員長 (安藤信治君)

結果論ですよね。

委員 (岡本降子君)

はい。

委員長 (安藤信治君)

6月にやったときに、さきの、一番僕が考えたのは、今日、町長の話を聞いてアンダー・ ザ・テーブルなんて話が出てきたんだけど、この一言に尽きると思うんですよ。

だから、当時、進捗状況を聞いたところでどういう状況なのかというのが多分言えないぞと 思っていなんだもんで、だから、聞いても多分同じ答えになるというような部分があるかも分 からんです。それ以上進捗状況を聞いても。だから、あえて開催する必要はないかなと思った し、今日は一応農業委員会に提出しましたという話で、私のほうも事情を聞いて結果的にさき に出ましたこの協議事項というような話が出てきたもので、これはちょっと事前にお聞きした ので、今日は改めて議長と相談の上ですが、一応やらせていただきたいということで、決して その岡本議員が言われたからやらないとかそんな気は一切ないし、ただ、やったところではっ きり言って僕の判断で変わらないかな、そういう判断で開催をしなかった。

それを悪いと言われるなら、それはそれで単純に申し訳ありませんけど、そういうことです。 **委員(奥村 悟君)**

私も、9月 16 日に総務建設産業常任委員会があったときに、岡本議員の質問で板屋係長が63 億円という数字を出されて、43 億円は7月の広報紙にですね、今ありましたように出ておったんですけれども、単純に比較して造成工事という話はなかったので43 億円が63 億円、20 億円も増えるかなと、それ以外もお金が増えるので、下手すれば80 億円とか100 億円になるんではないかと、数字が独り歩きしているという状況なんですね。

住民の方もそんなふうな数字だけのことで、独り歩きで話が広がっているわけですけれども、やっぱりその 16 日に委員会があったすぐにでもその数字の細かなこういった説明が議会のほうにあれば、その9月から二月になるんですけど、その中でまた議論ができたかなというふうに私は思うわけでして、変な勘ぐりはいけませんけれども、今回この特別委員会を開くというような話を、だから開くんじゃない、説明されたんで、部長が説明されたんでそれはそうかなというふうに思うんですけれども、変な勘ぐりをすればこれは出たかなと、議会を開くとか合意形成とか、そんなふうに勘ぐってしまうので、やっぱりそこら辺も数字を独り歩きさせないようにきちんとその都度、都度、やっぱり細かな説明をしながら議論をしていただくというのが大事だなというふうに思いますし、あと町長はいつも柳川さんの上を超えないと言ってみえていますが、やっぱり将来負担がどのくらいかかるとか、その先のどういうふうな財源で返済計画があるとかというのもまた町長は説明していただくというお話があったんですけれども、そういったものもやっぱり議会のほうにきちんと説明をしていただければ、私たちも帰って勉強させてもらって、ああ、そうかなということで分かりますので、そこら辺のところはやっぱり包み隠さず、そういった説明をお願いしたいというふうに思いますけど。

町長 (渡邊公夫君)

9月定例会で答えておらへんか。

委員 (岡本隆子君)

金額は聞きました。

総務部長(各務元規君)

将来負担比率はお話しさせていただいています。

委員長 (安藤信治君)

各務部長、よろしいですか。

総務部長(各務元規君)

じゃあ、今のお話に対して。

私どもとしましては、本当に予算については、もう令和3年度の予算の当初予算説明のとき とか、あと記者発表資料も提示しながら新庁舎の予算で造成費はこんだけかかるよということ は示してきていたつもりです。

さらには、上物で 43 億円というのは、これは確定ではありませんけれども、パブリックコメントで住民に出す前に議員の皆様にも数字を示してきたつもりですので、たまたまそれが出るタイミングが予算書とそれからパブリックコメントというようなもので分かれてしまったので分かりにくくなってしまったのかなという反省点はありますが、ただ、我々としては議員の皆様に説明をさせていただいてきた金額だと思っておりましたので、それをわざわざ集めて議会の中で説明するまでのことではないというふうな認識があったのは事実です。

それと、もう一点、この申請書が出せるタイミングはいつなのかと議員さんたちにもさんざん聞かれてきましたけれども、やっと出せたというのが正直なところなので、初めて今回に至ったということになりますので、御理解のほどをお願いいたします。

委員 (奥村 悟君)

私も、こういった説明していただいたのを読みましたので、きちんと、分かっているつもりなんですけれども、やっぱり時期がずれてくると頭から飛んじゃうもんで、そんなことでして、それじゃいけませんけれども、やっぱりその辺のシミュレーション的なものを出していただけるといいかなと思っていますけど。

委員(谷口鈴男君)

いずれにしても、これだけの情報開示をいただいたということでありますので、我々は一つずつ可能な範囲で検討させていただくと、議会としてということで、今まで知らなかった部分もありますので、情報開示としてはありがたいというふうに理解しております。以上です。

委員 (岡本降子君)

確認ですけれども、今日は説明をいただいたということですね。

この合意形成云々とかこの辺りについては、また今後協議をしていくということで、そうい う認識でいいですか。

総務部長(各務元規君)

先ほども申し上げたとおり、農業委員会からこういうものが出てきたという生のものを出さ

せていただきましたので、議会のほうでいろいろ議論していただければありがたいと思います。

委員長 (安藤信治君)

ちょっと待ってね、農業委員会からこれから 60 日で大体採択できるという話やな。この可能性というのは高いのか低いのかというのはちょっと聞いておかないかんけど。

総務部長(各務元規君)

もう一つ、先ほどの資料②。それの下段のほうを見ていただきたいと思います。

町道中 263 号線の重要性についてというところで、一番最後の行のところを見ていただけば、これらのことを検討した道路計画を農業委員会に説明し、協議、合意形成を図ってくださいと、こういったところも農業委員会は求めていますので、なのでここがどういうふうに時間を要するのかというのは農業委員会さんがどこをもって合意形成、どこをもって協議なのかというのはまた農業委員会に出てみないことには分からないという状況になりますので、そこは 60 日というのは標準期間ですが、この文面からしてどういうふうになるかはちょっと予想がつかない状況です。

委員長 (安藤信治君)

簡単に言えば、合意形成というものの意味も分かっていないということやな、執行部として はどうしたらいいでしょうかと。どういう形で合意形成を図るかというのは分からないと。

委員(谷口鈴男君)

それはもともとこの西側からの道路を拡幅して、進入道路を新たにというような、これは図面まで来ていますけど、議会は一切それは聞いていない話なの。

だから、これからは……。

委員長 (安藤信治君)

ちょっと待ってくださいね、もう一回お願いします。

谷口委員、今の話をもう一回お願いします。

委員(谷口鈴男君)

今の話をもう一回。

ここに資料として添付された西側の進入道路の道路拡幅と道路整備やね。この計画について は議会は一切、委員会のほうにもそれは諮ってきていませんし、説明も受けておりませんので、 これからの課題ですということやね。

委員長 (安藤信治君)

そうです。さっき冒頭でやったその……。

委員(谷口鈴男君)

だから、そういうことも含めて、取りあえず今日はこういう情報を議会としていただいたか

ら、これから一つずつしっかりとした議論をさせていただくと、そういうことですか。

委員長 (安藤信治君)

最初の説明にあったように、町道263号線については将来の話だということを言われたわね。

委員(谷口鈴男君)

農業委員会とは関係ないことだでね。

委員長 (安藤信治君)

だから、今の段階でこの道路の整備計画を出せるかどうかというのもちょっと私は疑問なんだけど、地権者の話もあるし。

建設部長 (鍵谷和宏君)

この道路計画については、先ほど町長が話されたように、将来、西側の地権者と、またこの 庁舎整備によって影響等を見ながらしっかりと計画していきたいと建設部では思っております ので、これは実際、農振協議会のほうでこういう御意見をいただいているということでござい ますので、やらないということではなく将来やりますよというのが町としては基本的にずうっ と言い続けてきていることですので、それをポンチ絵というかこういう図面で示したものとい うことで御理解いただきたいと思います。

委員長 (安藤信治君)

その前に、ちょっと時間も遅くなっていますけど、まだよろしいですか。

地権者の話が全然出てこないんだけど、地権者の状況は今どんな状況なんですか。

多分、中途のままになっていると思っているんですけど、今後、どうなってくるのかな、その今の。どのくらい待ってくれるか分からんけれど。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

地権者様の御反応でございますが、やはり今進捗ってどうなっているのですとか、土地売買 契約の時期はいつになるのということを気にされております。

あと、遠方の方は今この4車線工事が始まっているのも見られない状況ですので、庁舎整備 事業はもう今は中止になっちゃったんじゃないのとか、頓挫しちゃったんじゃないのというよ うな不安の声もやはりいただいておるところでございます。

そういったことも含めまして、今、法令手続を出しましたよというような形で一応進んでおりますというような案内文書を今週、全ての地権者さんに送らせていただいたところでございますので、引き続きこういった丁寧な対応というのは心がけてやっていきたいなというふうに思っております。

委員長 (安藤信治君)

最短60日というのが書いてあったんやけど、これ。そういう話もしてあるの。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

具体的な日にちまではお伝えはしておりません。法令手続を提出しまして、鋭意努めてまいりますというような内容の案内を送らせていただいているというところでございます。

委員 (福井俊雄君)

今の関連で、今年1年間の地権者というのは米が作れなかったわけですよね、要は。

役場のほうから今年は作らないでくださいという意見があったということを、私、2月か3 月にお聞きしたんですけれども、それで賠償とかそういうような話にはなるようなことはない ですか。その部分の。地権者の方から。

総務部長(各務元規君)

今のところ、賠償請求の話が出ているわけではありません。ただ、地権者同士の話合いの中でそういうことを言い合っている方も見えるかもしれません。

ただ、今の段階では私たちは今年度でもう農地転用が下りさえすれば早速着手する、用地を 取得しにいくということなので、年度内が終わったわけではありませんので、年度内取得を目 指して進めているところでございますので、まだそこの賠償請求の話までは至っておりません。

委員長 (安藤信治君)

よろしいですか。

委員 (福井俊雄君)

はい。

委員長 (安藤信治君)

ほかに。

委員(安藤雅子君)

先ほどの説明のときに、町長がアンダー・ザ・テーブルでやってきたけれども、これからは 表に出して交渉していくというようなお話をされました。

町長は、情報公開は必要なことなのでどうしてもというか、大いにやっていかなきゃいけないという御意見だと思いますけれど、表に出したことで、どうなんですかね、これから先、今までのアンダー・ザ・テーブルでやってきたときより先へ、先へと進んでいけそうなのかどうかというところを予測としてしか聞けないと思いますが、町のほうはどういうふうにお考えですか。

町長 (渡邊公夫君)

これで農業委員会にこちらとしてはお渡ししたわけですから、判断を仰ぐという立場になったと。それで、農業委員会のほうはそれを受けた立場になりますので、公的にそれを審議していただけると。

それによって出てきたのが、今日お見せしたこの条件みたいなことなんですけれど、条件には答えられるものと答えられないものはやっぱりあるわけですので、その辺りのめり張りはきちんとつけた上で善処をしていくという立場には変わりません。それを公式に文書としているならやり取りしたいと。7か月、8か月たってこの1枚ですよ。皆さんに公開できるのは。それはちょっと幾ら何でも。

鍵谷邸にもそう行くなよと言ったんですけれど、みんな真面目なので行くんですが、最近はもう疲弊し切っているんで、これはもう無理だなと、通って御意見をお伺いするというのは。これは公式にやらざるを得ないという判断をしてやりましたので、ちょっと強行されたというふうに心外してみえるかもしれませんけれども、もうやり尽くしたと。その上で正式に出させていただいたということですので、これはもうテーブルの上でやりましょうということにしましたので、農業委員会は1人でやっているわけではありませんから、複数の方々にきちんと聞いていただいて、その上でそれこそ合意して判断していただくという健全な方法を取っていけるというふうに思っています。

委員長 (安藤信治君)

よろしいですか。

委員 (安藤雅子君)

はい。

委員長 (安藤信治君)

いと思いますので、一応、今日は進捗状況の報告ということで、一番大きな点は、要するにこれからはそういった農業委員会とのやり取りであろうと何だろうと公表していくというような話になっていきましたので、我々もそういうことを聞いてこれからの議論が必要だと思います。 先ほども言いましたように、合意形成の部分でこれをどういうふうに我々が捉えていくのかということも一回これから話し合わないかんと思いますし、私、会の最後ですけど、あの場所に決定したというのは平成、今、新人の方の3人以外を除く12人でしたか。当時、7人の特別委員会であそこの場所に決めたわけですけど、これは町長のほうからちょっとボールを投げてくれたもんで、あのときに当時の高山議長が特別委員会の委員長でいろんな議論をしまして、あそこがよそに比べていいだろうということも含めて慎重に会議を重ねて、それこそ議会としての位置については合意形成ということになったわけですけど、はっきり言って中にはちょっと白紙やというような話も出てくるんですけど、そんな話には絶対にならないと、私は議会の今までの思いというのを考えれば当然あそこの位置でやっていくという、極力早い時期に着手

今日はこのぐらいで、ちょっと休憩期限も出ておりますし、これ以上議論もちょっと進まな

していきたいというような思いで、当時の特別委員会の委員もそういう思いでやってきたと思

いますので、その辺も十分踏まえて、あの場所でなるべく事業がスムーズに進むような議論に 発展していけばいいかなというような思いがありますので、その辺も十分認識の上にこれから 特別委員会もやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

ほかに質疑ございません、ないと思いますので、これで質疑の時間を終わりたいと思います。 次に、その他、執行部のほうから何かございますでしょうか。 よろしいですか。

[「ございません」と呼ぶ者あり]

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

そうしましたら、多少、議会のほうに投げられた部分もあるような感じがしましたんですけ ど、今日は以上で本日の新庁舎等建設特別委員会を閉会させていただきます。どうも御苦労さ までした。ありがとうございました。

午後0時22分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会議録署名者

新庁舎等建設特別委員長